

○工学院大学工学部の教育研究上の目的に関する規則

(平成20年6月20日)

改正

(本規則設置の目的)

第1条 この規則は、工学院大学学則第1条に則り、工学部の学部・学科における人材養成等教育研究上の目的を定めるものである。

(工学部の教育研究上の目的)

第2条 本学部は、充実した教養教育により人間と社会と科学技術を多様な視点から捉える目を養い、さらに実践的かつ幅広い教育を通じて専門家としての科学と技術を身につけ、世界で活躍できる技術者を養成し、高度の研究を進めることとあわせて「持続型社会を支える科学技術の発展」に寄与することを教育研究上の目的とする。

(工学部各学科の教育研究上の目的)

第3条 前条に定める工学部の教育研究上の目的を踏まえ、工学部各学科の教育研究上の目的を次のように定める。

(1) (工学部第1部機械工学科の教育研究上の目的)

本学科は、機械の原理やメカニズムのみならず機械の材料や製作法についての基礎知識を教授し、新しい機能の機械を効率的、高信頼性をもって設計・製作する独創力、総合力を養う。さらに、地球や人間社会の多面的な視野を養い、技術者倫理、コミュニケーション能力の向上を図り、実践力を有する技術者を養成し、もって「持続型社会を支える科学技術の発展」に寄与することを教育研究上の目的とする。

(2) (工学部第1部機械システム工学科の教育研究上の目的)

本学科は、機械工学を基本として、横断的科学技術分野を融合させた領域である機械システムの基礎知識を教授し、企画・設計・管理する能力と柔軟な発想能力を養う。また、地球や人間社会における多面的な視野を養い、技術者倫理、コミュニケーション能力の向上を図ることにより、創造的に活躍できる技術者を養成し、もって「持続型社会を支える科学技術の発展」に寄与することを教育研究上の目的とする。

(3) (工学部第1部応用化学科の教育研究上の目的)

本学科は、より良い“暮らし”をつくり、また“いのち”を支えるための課題に化学の立場から積極的に取り組むことによって応用化学、生命化学、及び医薬・食品化学に関わる分野で広く活躍できる健全で幅広い視野、基礎学力、及び実践力を備えた化学技術者を養成し、もって「持続型社会を支える科学技術の発展」に寄与することを教育研究上の目的とする。

(4) (工学部第1部環境エネルギー化学科の教育研究上の目的)

本学科は、人類の豊かな生活を支える化学の立場から、実践的な1)環境技術、2)エネルギー技術、及び3)材料技術を教授することを通して、環境問題やエネルギー問題に果敢に挑戦し解決できる実践的かつ独創的な技術者を養成し、もって「持続型社会をささえる科学技術の発展」に寄与することを教育研究上の目的とする。

(5) (工学部第1部電気システム工学科の教育研究上の目的)

本学科は、電気エネルギーに基軸を据えつつ、さらに最新の情報・通信関連

のIT技術を応用する立場で自ら課題を発掘し、解決できる技術者を養成し、もって「持続型社会を支える科学技術の発展」に寄与することを教育研究上の目的とする。

(6) (工学部第1部情報通信工学科の教育研究上の目的)

本学科は、ハードウェアとソフトウェアに精通し、IT基礎技術や、運用技術の教育・研究など、情報システム及び情報インフラを支えるIT技術者を養成し、もって「持続型社会を支える科学技術の発展」に寄与することを教育研究上の目的とする。

(7) (工学部第2部情報通信メディア工学科の教育研究上の目的)

本学科は、「ソフトウェア」「通信」「メディア」の3分野の科目群で構成される科目を配置し、それぞれの分野で活躍できる技術者を養成し、もって「持続型社会を支える科学技術の発展」に寄与することを教育研究上の目的とする。

(8) (工学部第2部建築学科の教育研究上の目的)

本学科は、人間生活の最も根源的な要素の一つである「建築」を深く理解した実践力のある建築家や技術者を養成し、もって「持続型社会を支える科学技術の発展」に寄与することを教育研究上の目的とする。

(雑則)

第4条 この規則に定めるもののほか本学部の教育研究に必要な事項は別に定める。

(改廃)

第5条 この規則の改廃は学長が教授総会の意見を聴いて行う。

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する(化学系学科改編に伴う変更)。

附 則

この規則は、平成23年4月1日から施行する(建築系学科を改編し建築学部を設置することに伴う変更)。